

## 電気料金の変更および契約内容の見直しについて

スタンダードプランやプレミアムプラン等の、自由化後の電気料金プランにつきまして、2019年10月より以下のとおり約款を変更します。

- ① 消費税率が8%から10%に引き上げされることにともない、2019年10月の検針日より、電気料金のご請求金額等を変更させていただきます。
- ② 10月1日より、契約内容の一部見直しを行います。

### 変更① 消費税法改正にともなう変更

2019年10月の検針日より、消費税率が8%から10%に引き上げされることにともない、11月分以降の料金を変更させていただきます。

詳しい料金は[こちら](#)（[関東エリアのお客さま](#) [中部エリアのお客さま](#) [関西エリアのお客さま](#) [東北エリアのお客さま](#) [九州エリアのお客さま](#)）をご確認ください。

※お引越などで2019年10月1日以降に新たにご契約を開始されたお客さまは、初回料金から変更となります。

### 変更② 契約内容の変更

#### （1）契約期間の扱い変更

これまで、契約期間は契約が成立した日から、料金適用開始日以降1年目（契約期間が2年間の場合は2年目）の日までとしておりましたが、今後は契約期間を設定せずお客さまの申し出によりいつでも解約いただけるプランといたします。

ただし、プレミアムS/L、プレミアムプラン、および長期契約割引の契約期間は、契約が成立した日から、料金開始の日以降1年目（契約期間が2年間の場合は2年目）の日までといたします。

#### （2）解約事務手数料

これまで、需給契約を廃止または解約する場合、廃止または解約に要する費用に相当する金額（540円）を申し受けておりましたが、今後は申し受けません。

#### （3）期中解約金（プレミアムS/L、プレミアムプラン、長期契約割引をご契約のお客さま）

これまで、お客さまが契約満了に先立って需給契約を廃止またはプラン変更される場合または当社が需給契約を解約する場合は、期中解約金を申し受けておりましたが、今後は、プランの変更または引越により需給契約を廃止される場合は、期中解約金を申し受けません。

※契約期間から遡った2か月の間に解約される場合は、事由を問わず期中解約金は申し受けません。

#### （4）その他

当社は、各料金プランを終了することがあります。その場合は、プラン終了の6か月前までにあらかじめお知らせいたします。